公表資料

令和５年４月３日

令和５年度入札・契約制度について（お知らせ）

羽　曳　野　市

令和５年度の本市の入札・契約制度についてお知らせしますので、ご確認等よろしくお願いします。

１．令和５年度の等級別区分（ランク）格付けの実施

令和５・６年度競争入札参加資格申請書受付による審査結果を反映し、等級別区分（ランク）格付けを実施しました。各業種のランクについては、本市ウェブサイト内「ビジネス」－「入札・契約」－「資格審査申請」－「令和５年度競争入札参加有資格者名簿」でご確認ください。

２．公道下の配水管布設等工事の発注業種の見直しについて

令和４年度まで「管工事」にて発注しておりました、公道下の配水管布設等工事につきまして、令和５年度より「水道施設工事」として発注いたします。
等級別区分表による発注基準額・重複限度額等についても「水道施設工事」を新設しておりますので、別添１（等級別区分表）をご確認ください。

なお、令和４年度以前に「管工事」で発注し現在履行中の公道下の配水管布設等工事につきましては、令和５年度からの「水道施設工事」の重複限度額には含みません。「管工事」としての算定になりますので、ご留意ください。

３．特定建設業許可を入札要件とする本市の予定価格（税込み）の基準額の変更

令和５年１月１日施行の建設業法施行令の改正に伴い、令和５年４月１日以降の発注工事より、特定建設業許可を入札要件とする基準額を下記のとおり変更いたしますので、ご確認ください。

なお、別添１（等級別区分表）にも記載しております。

		新	旧
特定建設業許可を入札参加要件とする本市の予定価格（設計金額）の基準	建築一式工事以外	6,000万円超 （下水道工事　6,000万円超）	6,000万円超 （下水道工事　※4,000万円超）
	建築一式工事	7,000万円超	6,000万円超

４．建設工事、測量・建設コンサルタント等業務契約約款の改正

公共工事標準請負契約約款等の改正に伴い、令和５年４月１日以降の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務契約約款を改正しました。

（主な改正点）

〇建設工事

- 第 4 条第 2 項：履行保証保険証書を電子的方法で可能とする旨の追記。
- 第 29 条　　：不可抗力による損害について、請負代金額の 100 分の 1 を超える範囲で発注者が負担する規定があるが、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については発注者が損害合計額を負担するただし書きを追記。

〇測量・建設コンサルタント等業務

- 第 9 条　　：羽曳野市個人情報保護条例の廃止及び改正個人情報保護法の施行に伴う条文の改正。